## 規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)

	規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容		2内容	<b>正</b>	<b>宇施状況</b>	進んだ取組・	評価	明陌卉***	指摘事項
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	- 所管省庁	<b>美施认</b> 流	残された課題	計1四	問題意識	扫 <b>损争</b> 块
1. ク	「リーンイノベーション分野								
4	保安林における許可要 件・基準の見直し	保安林の指定目的や指定状況を再精査する手法を整理し、その手法を踏まえ、適切に対応する。	平成23年度 中中成24年 中球24年 平成24次 施 施	農林水産省	保安林の指定状況等について、森林計画担当部局や都道府県 等と意見交換を行いつつ、地域森林計画及び国有林の地域別の 森林計画の樹立時に、再精査する手法を検討し、その手法を定 めた「地域森林計画等に基づく計画的な保安林の指定、解除等 について」(平成24年3月30日付け23林整治第2925号林野庁長 官通知)を各都道府県及び各森林管理局房に発出した。 さらに、都道府県等実務担当者会議(平成24年5月16日)等を通 じて、上記通知の具体の運用について、都道府県等へ周知を 図った。 また、平成24年度以降、5年間で全ての森林計画区(158計画区) で行われる地域森林計画等の樹立に併せて、順次再精査を実施 する。平成24年度においては、地域森林計画樹立予定計画区 (32計画区)を主体に再精査を実施予定である。		0		
		再生可能エネルギーの重要性に鑑み、全量固定価格 買取制度に係る法案が成立し、特定規模電気事業者 に再生可能エネルギーの調達義務が課された場合に は、保安林の持つ水源涵養や災害防止等の機能にも 十分配慮した審査を行うことを前提に、急傾斜地で特 に崩壊しやすい箇所等を除くという原則に従い、地域 で推進すべき位置付けにある事業を「公益上の理由」 による解除として取り扱う。		農林水産省	平成24年7月1日の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)の施行にあわせ、特定規模電気事業者が電気工作物の設置をするために保安林の解除を行う場合を「公益上の理由」として位置付ける旨等を定めた「特定規模電気事業者に係る保安林の解除の取扱いについて」(平成24年6月29日付け24林整治第589号林野庁治山課長通知)を各都道府県及び各森林管理局宛に発出した。		0		
10	発電水利権許可手続の 合理化	河川区域内において小水力発電施設を設置する場合 について、工作物の新築等の許可に係る審査基準の うち、主に構造上の基準について検討する。		国土交通 省	平成24年3月に小水力発電施設に係る構造基準の原案を作成済み。平成24年6月に関係機関、団体等とのワーキングループを設置、得られた意見を踏まえ、平成24年度目途で成案を得る。		Δ	〇引き続き検討の行方をフォローする必要 がある。	
16	動脈物流を活用した食品 リサイクルの促進	食品リサイクル法について、再生利用事業計画(リサイクルループ)の活用が促進されるよう検討を行う。	平成24年度 中検討開始、 平成25年度 中結論		(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。		Δ	○平成24年度の検討開始後、議論の行方 をフォローする必要がある。	
(18)	積替え保管の許可基準 の明確化	小型車両から大型車両等へ輸送手段を変更する作業で、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、当該作業の過程でコンテナが滞留しない場合について、生活環境保全上支値がない作業場所の要件設定等の検討を行い、当該場所における輸送手段の変更作業については、積替え又は保管とみなさないことについて検討を行う。	中検討開始、 結論を得次第 措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進めているところであり、今後、その結論に沿って措置する予定。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。	・どのような論点が挙がっているの か等の内容を含め検討の過程とと もに、いつ検討を終えたいと考えて いるかスケジュールを示し、できる 限り早期に結論を得るべき。

		規制・制度改革に係る	追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定	内容	- 所管省庁	)   実施状況	進んだ取組・	評価	問題意識	指摘事項
者	号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	別官省川	<b>大</b> 胞状ル	残された課題	計皿	口起息	拍摘争块
	19	一般廃棄物処理業の許 可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の更新期間の在り方について、市 町村や一般廃棄物処理業者の意見等を踏まえ、必要 に応じて検討を行う。		環境省	地方自治体、一般廃棄物処理業者等と調整を行いながら進めているところであり、今後、意見聴取を行い、必要な検討を行う予定。		٥	○結論を得る時期が決まっていない。	・どのような論点が挙がっているのか等の内容を含め検討の過程とともに、いつ検討を終えたいと考えているかスケジュールを示し、できる限り早期に検討し、結論を得るべき。
1		産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者について、5%以上株主に係る変更届出の在り方を見直す。	平成23年度 中検討開始、 結論を得次第 措置	環境省	実際に許可事務を担う自治体(東日本大震災による被災自治体を含む。)との十分な調整を行いつつ検討を進めているところであり、今後、その結論に沿って措置する予定。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。	・どのような論点が挙がっているのか等の内容を含め検討の過程とともに、いつ検討を終えたいと考えているかスケジュールを示し、できる限り早期に見直すべき。
	÷	器等の処理促進の在り方 等の見直し	廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に 追加され、絶縁油や焼却炉に投入可能な小型の機器 等の処理が始まった微量PCB汚染廃電気機器等の 処理については、確実かつ適正な処理促進の在り方 等を検討する。	中検討開始、 結論を得次第	環境省	今後のPCB廃棄物の適正処理の推進策を検討するため、平成23年10月に「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置したところ。当該検討委員会において、微量PCB汚染廃電気機器等の確実かつ適正な処理促進の在り方等についても議論している。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。	・どのような論点が挙がっているのか等の内容を含め検討の過程とともに、いつ検討を終えたいと考えているかスケジュールを示し、できる限り早期に検討し、結論を得るべき。
			(自然的原因による汚染土壌については、地方公共団体や事業者等の意見を聞きながら、人為由来の汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じる。)また、負担軽減措置の内容について、効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図る。	以降逐次実 施	環境省	平成23年7月8日に施行した土壌汚染対策法施行規則の内容について、円滑かつ適切に施行されているかを把握するため、平成23年12月から、地方公共団体や事業者を対象にニアンケート及びヒアリング調査を実施し、平成24年3月に調査結果をとりまとめた。自然由来特例区域に指定された事例等の調査、地方公共団体や事業者を対象にしたアンケート及びヒアリング調査の結果を踏まえ、自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用してもらうための手引き書を作成しているところであり、平成24年度中に公表する予定である。			○自然由来特例区域における負担軽減措置を有効に活用してもらうための手引書の作成、及び平成24年度中の公表を着実に実施されたい。	・平成23年12月から実施した自然 由来特例区域に指定された事例等 の調査、地方公共団体や事業者を 対象にしたアンケート及びヒアリン が調査の結果を踏まえ、自然由来 特例区域における負担軽減措置を 有効に活用してもらうための手引書 を作成し、できる限り早期に公表す べき。

	規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容			所管省庁 実施状況 進		進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	四日日川	<del>大</del> 心へル	残された課題	計画	问起忌哉	11 10 中央
2.	ライフイノベーション分野								
1	準病床等の見直し	我が国の病床数や医師数の状況を踏まえ、二次医療圏内の市町村長の同意の下、病床数の削減が達成できた場合には、病床数過剰な他の二次医療圏での増床も認めることも含め、地域医療計画について、地域の実情に応じて都道府県の主体的判断が発揮できるよう、制度の弾力的な運用を検討する。		省	基準病床の見直しについては、厚生労働省としての考え方を全国知事会に示しており、全国知事会と適宜調整の上、平成24年度中を目途に結論。		Δ		・全国知事会とも調整の上、制度の 弾力的な運用についてできる限り早 期に結論を得るべき。
2	握	救急救命士の就職先に関する情報を養成所から志願 者に周知するよう指導するとともに、医療機関におい て救急救命士の採用希望の有無を調査する。	平成24年度 措置	省	養成所に対する指導については、平成24年度中に通知を発出する予定。医療機関の調査については、厚生労働科学研究費補助金で行う調査の内容を検討しており、平成24年度中に実施する予定。			○養成所の指導や医療機関の調査の内容 及びその結果についてフォローする必要が ある。	
3		(かかった疾病の種類にかかわらず、長期にわたる慢性期の療養の際の負担をより軽減できる制度となるよう、高額療養費制度における外来診療の現物給付化を行う。) 更なる負担軽減策については、社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、検討する。		省	平成24年2月17日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱では、以下のとおりとしている。 〇高額療養費については、制度の持続可能性の観点から、高額療養費を保険者が共同で支え合う仕組みや給付の重点化を通じて、高額療養費の改善に必要な財源と方策を検討する必要がある。 〇他方、こうした抜本的な見直しまでの間も、高額な医療費の負担を少しでも改善することが必要である。このため、平成24年4月からの外来現物給付化に引き続き、まずは年間での負担上限等を設けることについて、所要の財源を確保した上で、導入することを目指す。その際、年収300万円以下程度の所得が低い方に特に配慮する。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。	・検討し、できる限り早期に結論を 得るべき。

	規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定内容					進んだ取組・	評価	99 97 37 54h	<b>投</b> 換車頂	
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	所管省庁	美	残された課題	評価	問題意識	指摘事項	
	一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し	① 安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、 第三類医薬品以外の薬局・薬店による郵便等販売、 及びその他の工夫も含め、当面の合理的な規制の在 り方について検討し、可能な限り、早期に結論を得る。	平成23年度 検討開始	省	安全性を確保する具体的な要件を検討するため、薬剤師等の情報提供や郵便等販売の状況等を調査しているところ。 その結果等を踏まえて、当面の合理的な規制の在り方について、引き続き検討を行う。		Δ	を一律に禁止する合理的な理由は存在しない。画一的に緩和・禁止を議論するのではなく、それぞれの販売方法の特性に応じた規制・制度の確立を目指すべきである。特にインターネットを通じた販売については、	・一般用医薬品の販売方法について、第三類医薬品以外の一般用医薬品の動便等販売に関する合理的な規制の在り方の検討、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況・円滑供給への寄与度等の検証、経過措置期間中の副作用発生状況等の検証を行うに計画的かつ早期に結論を得るための工程表を作成し、公表する。<ア成24年度検討・措置〉(適切な調査の実施)・経過措置期間中の副作用発生状況等について、薬剤師等からの情報提供との関連性、販売経路起因	
		② なお、医薬品の販売・流通規制の在り方については、今後の環境変化に対応し、断続的に検討・見直しを行う。			医薬品の販売、流通規制の在り方については、今後の環境変化 に応じて検討、見直しを逐次実施する予定。		Δ	しやすいといった利点もあることから、そうした利点を活用しつつ、本人確認を確実に実施するために利用者を登録制とすること等の方策が考えられるところであり、どうすればインターネットを通じた販売における安全性を確保できるのか、という視点から検討を行うべきである。		
4		③ 第一類から第三類のリスク区分についても、不断の見直しを行う。	逐次実施		平成22年度より、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会において、生薬製剤、漢方製剤等についてのリスク区分の見直しを開始した。 生薬製剤については、量的制限のある成分も含めた123生薬成分について第二類医薬品の答事を受けて、平成23年9月30日にリスク区分を見直す告示を行った。同告示は、平成24年4月1日から施行されている。 漢方製剤については、既に告示されている233処方と新たに基準が策定された30処方について見直しを行い、薬事・食品衛生審議会で、引き続き全ての漢方製剤を第二類医薬品とすることとされた。新たに基準が策定された30処方について、平成23年12月26日に告示を行い、同告示は平成24年6月26日に施行されている。 なお、化学合成医薬品のリスク区分の見直しについては、薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会での検討に向けて、平成24年度から、事前整理を開始した。		Δ	に時間を費やしている間に、議論とは関係なく、徐々に国民の利便性が損なわれているのが現状であり、経過措置の再延長は許されない。一般用医薬品の販売制度について、安全性と利便性を両立できる制度を早急に確立すべきである。 〈適切な調査の実施〉 〇販売経路と副作用発生の因果関係を正しく評価するためには、副作用の個々の事例	結果に基づき、一般用医薬品の販売規制の見直しに反映させるため、利用者の安全性を確保するための要件を整理し、結果を公表する。 〈平成24年度措置〉 〈郵便等販売の経過措置終了後の代替措置による郵便等販売を利用している継続購入者及び離島居住者について、経過措置による郵便等販売を利用している継続購入者及び離島居住者について、経過措置終了後の対応の在均方を検討し、必要な措置を講じる。 〈平成25年5月末までに措置〉 (偽造医薬品の流通防止体制の強	
		④ 一般用医薬品を安全・安心・円滑に供給する観点から、薬剤師等の合理的かつ適切な対面販売の実施状況、円滑供給への寄与度等について検証する。	検討開始	討開始 に は ま の	平成23年度においても、「一般用医薬品販売制度定着状況調査」 事業により、薬局・店舗販売業での薬剤師等の対面販売の状況 について調査を実施し、平成24年度も実施する予定。 また、厚生労働科学研究事業で、平成23年度より、一般用医薬品 の供給状況に関する調査研究を開始したところ。平成24年度以 降も引き続き調査研究を行う予定。		Δ	等の観点から掘り下げた分析を行うことが 必要である。	・偽宣医楽品の流通助正に向けて、 販売方法ごとの特性を踏まえた規制の在り方について検討を行い、そ の結果を踏まえて適切な監視体制・ 割則を検討する。 (平成25 年度できる限り早期に結	
		⑤ 経過措置期間中の副作用発生状況等を検証し、上記②の断続的な検討・見直しの内容に反映する。	平成23年度 以降検討開 始		平成22年7月29日から平成23年11月30日の期間に、企業又は医療関係者から報告があった副作用について、流通経路別の報告状況を整理、平成24年3月23日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会で報告したが、流通経路毎の販売数がわからないこと、経路不明の報告が多かったことなどから、評価が困難であった。 また、企業や業界団体の協力を得ながら、流通経路別の副作用発生率や情報提供の実施状況等についても調査ができないか、平成24年度以降検討する予定。		Δ			

	規制・制度改革に係る	5追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定	内容	- 所管省庁 実施状況	進んだ取組・	評価	明野辛益	指摘事項
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	所管省庁   実施状況	残された課題	計皿	問題意識	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
\$	地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化	法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。	以降検討	厚生労働 平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記検証のため、都道府県等が条例を定める際、どのような意見が寄せられたかの調査を実施する予定である旨、周知した。 都道府県等は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第6条第2項に定められた経過措置の期限である平成25年4月1日までに条例を定めることになっているので、その制定状況について検証を行う。		Δ	○調査・検証の実施状況についてフォロー する必要がある。	・調査・検証が条例実施期限(平成 25年4月1日)前後までかかるため、それまでの間、期限前から制定された条例もしくは条例案については随時検証を開始すべき。
6	ショートステイに係る基準の見直し	単独型のショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、利用定員数は「標準」とされ、人員配置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。		厚生労働 平成24年2月23日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において、左記検証のため、都道府県等が条例を定める際、どのような意見が寄せられたかの調査を実施する予定である旨、周知した。 都道府県等は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)附則第6条第2項に定められた経過措置の期限である平成25年4月1日までに条例を定めることになっているので、その制定状況について検証を行う。		Δ	○調査・検証の実施状況についてフォロー する必要がある。	・調査・検証が条例実施期限(平成25年4月1日)前後までかかるため、それまでの間、期限前から制定された条例もしくは条例案については随時検証を開始すべき。
8	ホテルコスト・補足給付の 適正化	社会保障審議会介護保険部会において、補足給付について、入所前の世帯の所得状況を勘案するとともに、ホテルコストについて予護保険施設の多床室においても適正額を徴収すべきであるとの意見が出されたこと等を踏まえ、補足給付やホテルコストの将来的な在り方について社会保障と税の一体改革の議論と併せて検討する。	平成23年度 以降検討	厚生労働 平成23年10月以降に開催された社会保障審議会介護保険部会 省 において、社会保障と税の一体改革における介護分野の制度見 直しに関する議論として、多床室の給付範囲の在り方や補足給 付における資産等の勘案について検討が行われ、多床室については室料の負担を求めるのは避けるべきとの意見が多く見られたところであり、また、補足給付については、具体的な仕組みづくり に向けた実質的な検討を早急に開始すべきとされたところ。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。	・ホテルコストについては引き続き検討すべき。 ・捕足給付について、具体的な仕組みづくりに向けた実質的な検討に関し、スケジュールを明らかにし、早急に開始すべき。
9	社会福祉法人以外の保育所運営事業者の会計 報告手続の簡素化	保育所運営事業者の会計については、イコールフッティングによる株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進の観点から、会計基準を法人類型ごとの会計ルールに従わせ、一層の簡素化を進める方向で検討し、結論を得た上で実施する。	て新システム 実施時を目途			Δ	○引き続きフォローする必要がある。	

	規制・制度改革に係る	5追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定	内容	所管省原	· 実施状況	進んだ取組・	評価	問題意識 指摘事項	
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期		2	残された課題	計皿		
100	保育所運営費の使途制限の見直し	保育所運営費の使途範囲の具体的な在り方について は、事業者に自由度を持たせ、一定の経済的基礎の 確保等を条件に、他事業への活用を可能とすることな どを検討し、結論を得た上で実施する。	で新システム。実施時を目標を指置	4	動本件については、同中間とりまとめの中で、「運営費の使途範囲について、こども園給付(仮称)等を提供するための費取とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔致な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること」について、今後更に検討を行うことが明記されたところ。なお、この「中間とりまとめ」を受け、少子化社会対策会議において、費用負担の在り方など、残された検討課題について今後も検討を行い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出することが決定された。(平成23年7月29日少子化社会対策会議決定)その後、平成24年3月少子化社会対策会議において、「テども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。「同決定の中では、こども園について、「繰入れや剰余金の配当に関する法的な規制は行わない」こととされた。 平成24年3月、これらを盛り込んだ子ども・子育で支援法案、総合こども園法案、並びに子ども・子育で支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を閣議決定し、今国会に提出された。その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正等を受け、6月26日の衆議院本会議において可決された。今後、参議院において引き続き審議がなされることとなる。		Δ	○引き続きフォローする必要がある。	
12	訪問看護ステーションの開業要件の見直し	病院、診療所、一定以上の人員を有する訪問看護ステーションと適切に連携を図ることで24時間対応を可能とするなど、サービスの安定的な提供及び安全性の確保に配慮しつつ、一定の要件の下で指定訪問看護事業所の人員基準の見値し(1人又は2人)について検討し、結論を得る。なお、東日本大震災の被災地においては、指定訪問看護事業所の人員基準を満たさない事業所に対し、市町村の判断で保険給付を行う措置を特例的に認めたところであり、人員基準の見値しに当たっては、当該措置の実施状況も踏まえて検討する。	平成23年度 榜計·結論	厚省					置のにす 等表 ** **まままままままままままままままままままままままままままままままま

	規制・制度改革に係る	追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定	!内容	- 所管省庁 実施状況	進んだ取組・	評価	88 95 <del>文· 5</del> 处	指摘事項	
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	・	残された課題	部1四	問題意識	担刑争块	
13	医薬品及び医療機器の審査手続の見直し	医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化、透明化を図る。同時に、医薬品及び医療機器の開発、承認の在り方全体を検証し、必要に応じた見直しを行う。		厚生労働 医薬品及び医療機器の審査手続の一層の明確化を図るため、平成23年7月には腎性貧血治療薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発出し、平成23年12月には、睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドラインを発出し、平成23年12月には、睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドラインを作成しているところ。また、従来より、社会的に極めて関心の高い品目については、審査手順のガイドラインに関するパブリックコメントを実施するなど、医薬品及び医療機器の審査手続の一層の透明化を図るために必要な取組を進めているところ。さらに、平成24年度予算において、技術の進歩に対応する薬事承認審査・安全対策の向上に必要な経費を計上。平成24年6月現在、21の大学等研究機関を選定し、革新的な技術の進歩に対応した人材の育成・ガイドラインの早期作成を進めているところ。医療機器については、新医療機器使用要件等基準策定費に基づき、基準作成準備中。医療機器薬事申請・治験計画作成者養成プログラム作成モデル・事業費に基づき、研修プログラムの作成及び研修の実施に向け準備中。		Δ			
3. /	· 農林·地域活性化分野		l .		1				
1		PDCAサイクルの徹底、認定基準の見直し、農地等の集積に向けた取組の強化といった具体策について、早急に検討を行い、意欲のある農家にとってより有益な制度となるよう制度の見直しを行う。	平成23年度 中措置	農林水産認定農業者制度については、①人・農地プランにおいて地域の中省 いとなる経営体として位置づけられた者を認定農業者として認定していく、②新たな農業経営指標を用いて毎年経営改善計画の自己チェックを行い、認定期間の中間年(3年目)と最終年(5年目)には市町村へ結果を提出し、必要な助言等を受ける、といった見直しを内容とする「農業経営基盤強化促進法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)」を発出したところ。		Δ	○農林水産省は「○」を主張している。 ○今回の認定農業者制度の見直しが、認 定農業者、意欲あ る農家にとってより有益なものになっている のかについて運用状況及びその結果をフォ ローする必要がある。		
3		麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式(売買同時契約方式)の導入を拡大する。	麦にな23年集生等にに23年度にに第金と農事は実現会を表現の議の代表と、関係をは、10年のでは、1	農林水産 省 を		Δ	් වි	J早期にSBS方式(売買同時契約	
4	模野菜生産施設等建築 による農地転用基準の見 直し	ビニールハウス内の土地にコンクリートがある場合でも、その土地が全体としてみれば農地法上の「農地」と扱うことができるかを含め、現場の実態を踏まえ、農地の保全を行うという考えの下、農地扱いに関する基準の明確化等を検討し、結論を得る。	中検討開始、 平成24年度	農林水産 実際の園芸用施設の設置工事におけるコンクリート打設工法等 (こついて、現場の実態を把握するため、関係団体等から情報収 集を行っている。今後、更に情報収集に努め、平成24年度中に結 論を得る予定である。		Δ	〇引き続き検討の行方をフォローする必要 がある。		

	規制・制度改革に係る	6追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定	] 内容			進んだ取組・		
番号	規制·制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	所管省庁	実施状況	残された課題	評価	問題意識
7		業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度(国の認定資格を設けるとともに、当該者に対して捕獲の支援をし、地域をこえた活動を促進する等)を整備する。		環境省	平成23年12月から、業として有害鳥獣捕獲を行う者を育成する制度について、文献調査やヒアリングによる事例収集等により検討中。今後、制度の整備へ向けたより具体的な課題の抽出・整理を行うとともに、平成24年度中に中央環境審議会(鳥獣保護管理小委員会)での検討を開始する予定。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。 ○すみやかに結論を得る時期を含めたスケ ジュールを示すとともに中央環境審議会で の検討を開始すべき。
(\$	険制度と中小企業信用保 険制度の連携強化による 資金供給の円滑化	③農林水産省と経済産業省は、両制度の対象となる業種について事例集を作成し、事業者や地域金融機関への周知徹底を図る。また、信用保証協会と基金協会は同一地域に存在する両協会間での連絡体制を構築し、一方の制度で対象とならない場合は、相互の協会に紹介を行う。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通貫で行う事業者に対しては、金融機関と両協会が連携の上、事業者の負担軽減の観点を踏まえた。新手続等の簡素化を図りつつ、生産部分は基金協会、加工・販売部分は信用保証協会と分担する等、円滑な保証引受けのための体制を構築する。	着手、できる 限り早期に措置	省、経済	(農林水産省、経済産業省) (③上述のとおり実施した実態調査による事例の収集等、他業態から農業に参入した事例を含めて、両制度の対象業種を明確にした事例集を7月中に作成する予定であり、同事例集を活用して上事例集を7月中に作成する予定であり、同事例集を活用して利用者の利便性が損なわれないように事業者や金融機関等に周知徹底を図っていく。さらに、農林水産物の生産・加工・販売を一気通費で行う事業者の負担軽減等が図られるよう、基金協会と保証協会間での連携値化を改めて周知徹底する文書を、同事例集作成後直ちに主務省から発出し、一層の連携を図り利用者の利便性確保に向けた円滑な保証引受のための体制を構築する。		Δ	○結論を得る時期が決まっていない。 ○すみやかに結論を得る時期を含めたスケジュールを示すべき。
12		④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の 検討を行うに当たり、経済産業省は、中小保険の制度 設計に関する情報提供を行う。		省、経済	(農林水産省) (④農林水産省は基金協会の保証料率の見直し等について、経済産業省から中小企業CRDの制度設計に関する情報提供を得つつ、保険機関でもある独立行政法人農林漁業信用基金の次期中期目標(平成25年度~)とも連動させた上で、平成23年度から関係機関と十分協議し、平成24年度中に一定の結論を得る。(経済産業省) (④農林水産省が基金協会の保証料率の見直し等の検討を行うに当たり、経済産業省からは、中小企業CRDの制度設計に関する情報提供等を行う。		Δ	〇基金協会の保証料率の見直しが行われるまで、引き続き検討の行方をフォローする必要がある。
(8)		TAC(総漁獲可能量)設定魚種の拡大及びIQ(個別漁獲枠)方式の活用を検討するとともに、指定漁業に係るVMS(漁船モニターシステム)の設置の義務付けの検討や、指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介、あっせん等への積極的な対処を行うこと等を通じて、資源管理制度の機能を強化する。	期に措置	農林水産省	TAC魚種拡大については、平成24年2月27日の第55回水産政策審議会資源管理分科会で資料を提出し、ご議論をいただき、現時点での拡大の必要性はないとの結論を得ている。また、民主党マニフェストに沿って平成23年度から開始された資源管理・漁業所得補償対策の下で、漁業者が自主的に取り組む資源管理措置の一つとして、IQ(個別漁獲枠)方式の活用が進められているところである。衛星船位測定送信機(VMS)の設置については、平成24年3月13日の水産政策審議会資源管理分科会において平成24年1指定漁業の許可等の一方更新1についての処理力針を示し、必要な漁船に、VMSの設置及びその常時作動を許可の制限又は条件として付したところ。指定漁業と沿岸漁業との調整については、担当者を現地に派遣し関係者の意見を聞くともに、関係者間の調整会議を開催するなど積極的に実施している。また、平成24年3月23日に閣議決定された新たな水産基本計画においても、TAC魚種拡大、IQ方式の活用、VMS設置の義務付け及び指定漁業と沿岸漁業の調整に係る仲介・あっせん等について、今後の施策の基本的な方向性を明記している。		Δ	〇本件について農林水産省は「〇」を主張している。 〇新たな水産基本計画に明記された今後 の施策について、引き続き、動向をフォロー する必要がある。

	規制・制度改革に係る	追加方針(平成23年7月22日 閣議決定)における決定	内容	所管省庁	実施状況 進 残	進んだ取組・	評価	問題意識	指摘事項
番号	規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要	実施時期	加目目		残された課題	計皿	问起忌哦	加州子·大
4. 7	アジア経済戦略、金融等分里	Ť							
0	物流·運輸分野								
1	占禁止法適用除外制度 の見直し	国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止 法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国 の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議 しつつ、引き続き検討を行う。		省 況について分析を進めると	る独占禁止法適用除外制度に係る状ともに、認可を行った提携深化協定の 後、事業者からの報告等も踏まえつつ、 を行う。			〇引き続き検討の行方をフォローする必要 がある。	